

平成 30 年 3 月 1 日

公益社団法人大阪府産業廃棄物協会
会長 片渕 昭人 様

大阪市環境局環境管理部産業廃棄物規制担当課長
大阪市環境局事業部一般廃棄物指導課長

適正な収集・運搬に係る周知について（依頼）

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市環境行政にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、先般、市民の方より「点滴の袋等（医療系廃棄物）が道路上に散乱している。点滴の袋、針、薬品の袋（動物用との記載あり）があった。」とのご指摘がありました。本件は、廃棄物を運搬する際に何らかの原因で路上に散乱したのではないかと考えられます。

ご承知のように、廃棄物を収集運搬する際には「飛散・流出しないようにすること」、また、動物病院等を含む医療機関等において生じた注射針等の感染性廃棄物は特別管理産業廃棄物に該当し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律においては、運搬容器に収納し、他の物と区分する等の収集・運搬の基準を遵守するよう規定されております。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮ではございますが、適正な収集・運搬にご留意いただきますよう、貴団体の皆様へご周知賜りますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ】

- 産業廃棄物処理業の許可・産業廃棄物処理業者の指導監督に関すること
環境局 環境管理部 環境管理課 産業廃棄物規制グループ
電話 06-6630-3284 Fax 06-6630-3581
- 一般廃棄物処理業の許可・一般廃棄物処理業者の指導監督に関すること
環境局 事業部 一般廃棄物指導課
電話 06-6630-3265 Fax 06-6630-3581